証券コード：6454

MAX®
マックス株式会社

第88回定時株主総会
招集ご通知

開催情報

会 場
当社本店 8階会議室
東京都中央区日本橋箱崎町6番6号

日 時
2019年6月26日(水曜日)
午前10時（受付開始 午前9時）

決議事項

第1号議案　**剰余金処分の件**

第2号議案　**取締役**（監査等委員である取締役を除く。）**3名選任の件**

第3号議案　**取締役**（監査等委員である取締役を除く。）**に対する役員賞与支給の件**

第4号議案　**当社株式の大規模買付行為に関する対応方針**（買収防衛策）**継続の件**

目次

03 第88回定時株主総会招集ご通知

06 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する役員賞与支給の件
第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

28 事業報告（添付書類）

44 連結計算書類・計算書類

48 監査報告

52 マックスレポート

マックスは、
『人』が尊重され、
『人』が成長することにより、
会社も成長すると考えます。

代表取締役社長　**黒沢 光照**

株主のみなさまへ

マックスは、社員の働きを新しい価値の創造に向けて結集し、お客様に役立つものをカタチにして供給しています。我が社が成長し続けるには、社員一人ひとりが、社是・経営基本姿勢を行動の原点に、顧客主義を徹底して、時代を先取り、事業領域・業務領域の変化と拡大に向け、積極的で自在な創造活動を実践し続けることです。この取組みにより、社員は成長し、会社が成長して利益が生み出されます。生み出された成果は、わかりやすい形で公正に配分され、企業としての社会的役割を果たしてまいります。

株主のみなさまへ

証券コード 6454
2019年5月31日
東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
マックス株式会社
代表取締役社長　黒　沢　光　照

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
（ご捺印は不要です）

開催日時　2019年6月26日（水曜日）　午前10時

当日ご欠席の場合

郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限　2019年6月25日（火曜日）　午後5時30分到着分まで

インターネットにて議決権を行使いただく場合

お手元のパソコン、スマートフォン、携帯電話から議決権行使専用ウェブサイト下記URLにアクセスしていただき、画面案内にしたがい、各議案の賛否をご入力ください。

https://www.web54.net

行使期限　2019年6月25日（火曜日）　午後5時30分入力分まで

インターネットによる議決権行使の方法については5ページをご参照ください。

開催日時

2019年6月26日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻　午前9時から）

開催場所

東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
当社本店 8階会議室

目的事項

報告事項

1. 第88期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第88期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する役員賞与支給の件
第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

以　上

●本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに開示しました。
●本招集ご通知に際して提供すべき添付書類のうち、次に掲げる事項は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
①業務の適正を確保するための体制及びその運用状況、②株式会社の支配に関する基本方針、③連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、④計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
●株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

https://www.max-ltd.co.jp/ir/kabunushi_soukai.html

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

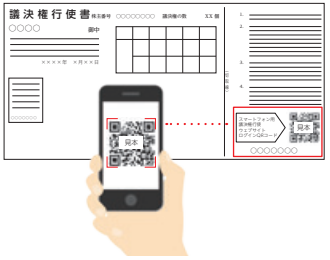

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

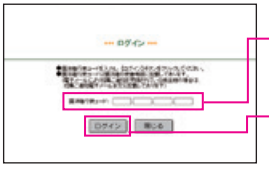

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ移動できます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

(1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
(2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　午前9時～午後9時）

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりであります。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置づけ、事業の成長を図り、事業利益を追求することにより、業績に裏づけされた成果の配分を安定的に行うことを基本方針としております。

これに基づく配当方針を、連結決算を基準に「配当性向40%を下限とし、純資産配当率3.0%を目指します」と定めております。

当期におきましては、当社グループの売上高は前期比2.9%の増収、営業利益は前期比16.5%の増益、経常利益は前期比19.4%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比8.8%の増益となりました。

当期の期末配当につきましては、財務状況などを鑑み、前期から2円増配の1株につき44円とさせていただきたいと存じます。

1	**配当財産の種類……金銭**
2	**株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 ……当社普通株式1株につき44円　　総額2,151,938,316円**
3	**剰余金の配当が効力を生ずる日……2019年6月27日**

ご参考

配当性向（連結）／純資産配当率（連結）の推移

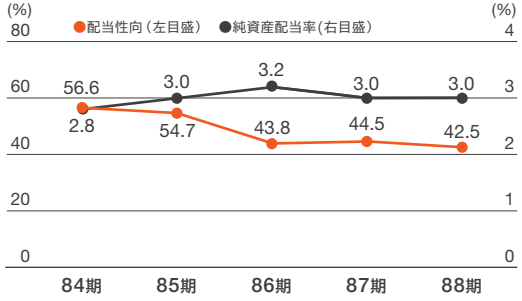

1株当たり配当金の推移

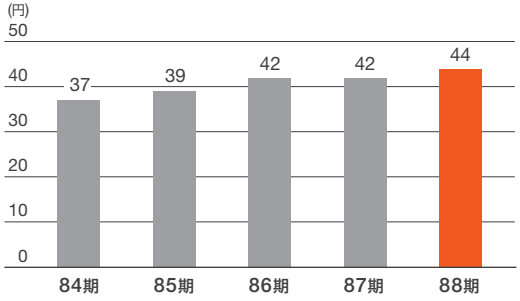

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じであります。）3名の任期は、本総会終結の時をもって満了いたします。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会として事前に検討いたしましたが、特段反対するべき問題は見受けられません。

	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1 再任	黒沢 光照（くろさわ みつてる）	代表取締役社長	18/18回
2 再任	樋口 浩一（ひぐち こういち）	専務取締役 上席執行役員生産本部長 兼システム統括担当	18/18回
3 再任	小鯛 富雄（こだい とみお）	常務取締役 上席執行役員営業本部長	18/18回

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社の企業統治体制について

当社は会社の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図る体制としております。

候補者番号 1

くろさわ　みつてる
黒沢　光照

再　任

（1955年2月1日生）　64歳

取締役在任期間 7年　所有する当社の株式 19,800株

取締役候補者とした理由

黒沢 光照氏は、タイの生産子会社社長、環境・品質保証部長、開発本部長等様々な部門を経験し、2017年から代表取締役社長を務めており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を活かし、引き続き取締役として当社グループの経営の執行と監督に充分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年	4月	当社入社
2005年	7月	同生産本部Nプロ部長
2005年	9月	同生産本部付MAX (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役社長
2008年	4月	同生産本部生産技術部長
2009年	10月	同生産本部玉村工場長
2010年	4月	同執行役員生産本部玉村工場長兼藤岡工場担当
2010年	11月	同執行役員品質保証部長
2011年	1月	同執行役員環境・品質保証部長
2012年	6月	同取締役執行役員環境・品質保証部長
2014年	4月	同取締役上席執行役員開発本部長
2015年	4月	同常務取締役上席執行役員開発本部長
2017年	4月	同代表取締役社長、現在に至る

候補者番号 2

ひぐち　こういち
樋口　浩一

再　任

（1957年3月1日生）　62歳

取締役在任期間 8年　所有する当社の株式 15,700株

取締役候補者とした理由

樋口 浩一氏は生産部門・情報システム部門に長く携わり、システム統括部長、生産本部室長などを経て、2013年から生産本部長を務めており、当社グループの生産部門及び情報管理部門において豊富な経験を有しています。この経験を活かし、引き続き取締役として当社グループの経営の執行と監督に充分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年	4月	当社入社
2001年	4月	同システム統括部長
2008年	4月	同生産本部生産本部室長兼システム統括担当
2009年	4月	同執行役員生産本部生産本部室長兼システム統括担当
2011年	4月	同執行役員生産本部副本部長兼システム統括担当
2011年	6月	同取締役執行役員生産副本部長兼システム統括担当
2012年	4月	同常務取締役上席執行役員生産副本部長兼システム統括担当
2013年	6月	同常務取締役上席執行役員生産本部長兼システム統括担当
2017年	4月	同専務取締役上席執行役員生産本部長兼システム統括担当、現在に至る

候補者番号
3

こだい　とみお
小鯛　富雄

再　任

（1955年11月28日生）　63歳

取締役在任期間 2年　所有する当社の株式 12,330株

取締役候補者とした理由

小鯛 富雄氏は入社以来インダストリアル機器部門である国内機工品事業に携わり、営業本部機工品営業部長などを経て、2017年から営業本部長を務めており、当社グループの事業及び会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を活かし、引き続き取締役として当社グループの経営の執行と監督に充分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といたしました。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年	4月	当社入社
2008年	4月	同営業本部機工品営業部第2機工品営業部長代理
2013年	4月	同営業本部第2機工品営業部長
2014年	10月	同営業本部機工品営業部長
2015年	1月	同執行役員営業本部機工品営業部長
2016年	10月	同上席執行役員営業本部営業副本部長
2017年	6月	同取締役上席執行役員営業本部長
2018年	4月	同常務取締役上席執行役員営業本部長、現在に至る

第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する役員賞与支給の件

当期における取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与として総額44,775,900円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期などは、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

また、本議案に関し監査等委員会として事前に検討いたしましたが、特段反対するべき問題は見受けられません。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2017年6月29日開催の第86回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）の継続についてご承認をいただいております。その後、近時の買収防衛策をめぐる環境の変化等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させるための取組みとしての旧プランの在り方について、検討を行ってまいりました。

当社は、かかる検討の結果、2019年5月13日開催の当社取締役会において、2019年6月26日開催予定の当社第88回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを一部変更のうえ継続することを決定いたしました（改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を、以下「本プラン」といいます。）。変更点は次のとおりです。

① 対抗措置の発動の是非に係る特別委員会の勧告について、「最大限尊重する」としていたものを「原則として従う」旨に修正いたします。

② その他、文言等の修正をいたします。

本プランの継続を決定した当社取締役会には、社外取締役2名を含む取締役6名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べました。

なお、当社は2019年5月13日現在、特定の第三者より大規模買付行為（下記Ⅲ．2．（1）において定義します。以下同じとします。）に関する具体的な提案は受けておりません。

本議案は、引き続き株主共同の利益を守るために、本プランを継続することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

Ⅰ.当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場企業である以上、当社株式の売買は、株主・投資家の皆様の自由な判断においてなされるのが原則であり、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様に委ねられるべきものと考えております。大規模買付行為であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、近時、わが国の資本市場

においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。

当社が今後も持続的に企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への深い理解に基づいた経営がなされることが不可欠と考えております。大規模買付者（下記Ⅲ．2.（1）において定義します。以下同じとします。）により当社の経営理念、事業特性及びステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不十分なまま当社の経営がなされるに至った場合、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになります。従いまして、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

Ⅱ.当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する取組みとして、下記Ⅲ．に記載するもののほか、企業価値及び株主共同の利益の向上に向けて、次のとおり取組みを行っております。

当社は、1942年に創業以来、時代のニーズをいち早く捉えながら、技術の研鑽に努め、国産初の小型ホッチキス・手動式ネイラを1942年から1950年代の創業期に世に送り出し、これらの商品がお客様の信頼を得て、今日の事業基盤を確立しました。

当社は、「人」が尊重され、「人」が成長することによって、会社も成長すると考えており、「ガラス張りの経営」、「全員参画の経営」、「成果配分の経営」の3つを柱として、「いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長していく集団を目指す」という経営基本姿勢の下、お客様と共に成長するマックスを創るため、社員一人ひとりが事業の成長を担う主体となる意識改革を進め、事業成長と収益構造の強化を目指し、全社を挙げて取り組んでおります。

当社の事業は、ホッチキス、タイムレコーダ、ビーポップ等のオフィス機器や釘打機、エアコンプレッサ、コンクリートツール等の産業用機器にとどまらず、浴室暖房換気乾燥機、ディスポーザ等の住宅用機器など、幅広く構成されております。当社の経営は、これらの分野におけるマーケティングノウハウや豊富な事業経験に基づいて、次代を見据えた新製品開発、技術力強化等に取り組んでおります。また、株主・投資家の皆様、お客様、お取引先様など、当社をご支援いただく関係先様のご理解・ご信頼を基に、企業価値及び株主共同の利益の向上に邁進しております。当社は、これからも「使う人が満足するモノづくり」にこだわり続けることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

Ⅲ.会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付行為が行われる場合には、上記Ⅰ．に記載した会社支配に関する基本方針に照らし、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守しなかった場合及び遵守した場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

1. 大規模買付ルール設定の目的

近時、わが国の資本市場においては、法制度の変革や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模買付行為を強行するといった動きがみられます。こうした事情に鑑み、当社取締役会は、大規模買付行為に際して、当社株主の皆様がこれに応じるか否かの判断を適切に行うために、当社株主の皆様の判断に必要かつ十分な情報が提供できるよう、大規模買付行為に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けることとしました。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者から事前に、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）が提供され、それに基づき②当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、③かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始される、というものです。具体的には、以下のとおりです。

（1）対象となる大規模買付行為

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付者は、あらかじめ本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為

② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為

(2) 意向表明書の当社への提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を、当社の定める書式により提出していただきます。

意向表明書に記載していただく具体的な内容は以下のとおりです。

① 大規模買付者の概要

（ⅰ）氏名又は名称及び住所又は所在地

（ⅱ）設立準拠法

（ⅲ）代表者の役職及び氏名

（ⅳ）国内連絡先

（ⅴ）会社等の目的及び事業の内容

（ⅵ）会社等の大株主又は大口出資者の内容

② 提案する大規模買付行為の概要

③ 現に保有する当社株式の数及び今後取得予定の当社株式の数

④ 大規模買付ルールに従う旨の誓約

(3) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、及びファンドの場合は各組合員その他の構成員）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含むものとします。）

② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付期間、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性等を含むものとします。）

③ 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含むものとします。）の保有株式の数

④ 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容。そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含むものとします。）

⑤ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含むものとします。）の具体的名称、調達方法、関連

する取引の内容を含むものとします。）

⑥ 大規模買付行為後に意図する当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等

⑦ 大規模買付行為後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割

⑧ 大規模買付行為後の当社グループの取引先、顧客、地域関係者、従業員及びその他の利害関係者への対応方針

⑨ 大規模買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

⑩ 大規模買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間に合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容

⑪ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不十分と考えられる場合には、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報を提供していただくことがあります。

但し、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が大規模買付者に情報提供を要請し大規模買付者がこれに応答する期間（以下「情報提供期間」といいます。）を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、情報提供期間を、当社取締役会が大規模買付者に対し、最初に大規模買付情報のリストを交付した日の翌日から起算して最長で60日間とし、仮に大規模買付者から必要な情報が十分に提供されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、当社取締役会による評価・検討を開始するものといたします。

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと判断した場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を公表いたします。情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知をした日又は上記の上限に達した日のいずれか早い日をもって満了するものとします。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

（4）当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、情報提供期間が満了した後、大規模買付行為の評価・検討の難易度に応じて、最長60日

間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）、又は最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問するとともに、適宜必要に応じて弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、特別委員会の勧告と合わせて大規模買付者に通知するとともに、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります（特別委員会につきましては、下記4. をご参照ください。）。

当社取締役会が、取締役会評価期間内に意見の公表、条件の改善、代替案の提示又は下記「3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に定める対抗措置を講じるか否かの判断を行うに至らない場合には、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします（但し、延長期間は最長30日間とします。）。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他適切と思われる事項について、大規模買付者に通知するとともに速やかに情報開示を行います。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。

当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙1記載のとおりとします。なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対で

あったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うにとどめ、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を発動することがあります。具体的には、以下①～⑧の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に該当するものと考えます。

① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて、高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）。

② 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合。

③ 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合。

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社株式の高価売り抜けをする目的で当社株式の買付けを行っていると判断される場合。

⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の価額・種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合。

⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）。

⑦ 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者との関係を含む当社の企業価値の毀損が予想されるか、若しくは当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合。

⑧ 中長期的な観点において、大規模買付者が支配権を取得した場合の当社の将来の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の将来の企業価値と比較して著しく劣後すると合理的な根拠をもって判断される場合。

(3) 対抗措置発動の停止等について

大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合のほか、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断し、かつ対抗措置の発動により生ずる株主の皆様の権利の確定前である場合には、当社取締役会は、特別委員会（下記4.（1）及び別紙2をご参照ください。）の意見又は勧告を十分尊重したうえで、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。

逆に、大規模買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

4. 対抗措置の公正さを担保するための手続

(1) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的とした対抗措置をとるか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行いますが、当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会の判断の合理性、公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。その概要につきましては、別紙2をご参照ください。

(2) 対抗措置発動時の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する際には、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を得ながら、大規模買付者から提供を受けた大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響等を検討するものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、その判断の公正さを担保するために特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会はこの諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告に原則として従います。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

（1）大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見の提供、さらには、必要に応じて当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をしていただくことが可能となります。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3. に記載したとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向及びそれに対する当社の対応にご注意ください。

（2）対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則等に従って、適時適切な公表を行います。

従いまして、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行おうとする大規模買付者については、対抗措置が講じられた場合において、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようあらかじめ注意を喚起するものです。

また、特別委員会の意見又は勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置の発動の停止を対抗措置の発動により

生ずる株主の皆様の権利の確定前に行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、対抗措置の発動に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

対抗措置として行う新株予約権無償割当ては、別途当社取締役会が決定し公告する割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社株主の皆様に対して行います。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、取得条項付新株予約権の無償割当てがなされる場合には、当社が取得の手続をとることにより、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することとなります。

なお、この場合、当社が新株予約権の取得の対価として株式を交付するため、振替株式を記録するための振替口座の情報の提供をお願いすることがあります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てを行うこととなった際に、法令及び金融商品取引所規則等に基づき別途お知らせいたします。

6. 本プランの有効期間及び継続・変更等の手続

本プランの有効期間は、2019年6月26日開催の第88回定時株主総会の終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後、2年毎の定時株主総会前に開催される当社取締役会において、本プランを継続するか否かを検討し、継続することを決定した場合、その年の定時株主総会において議案としてお諮りすることにより、継続の可否につき、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

また、当社取締役会は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令の整備・改正等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直してまいりたいと考えております。本プランの変更が必要と判断した場合は、その都度、直近で開催される定時株主総会においてその変更内容につき議案としてお諮りすることにより、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

なお、本プランの有効期間満了前であっても、株主提案権を持つ当社株主の皆様は、会社法の定めに従い、本プランの廃止を株主総会の目的とすることを請求することができます。

7. 本プランの廃止

本プランの導入後、有効期間満了前であっても、次のいずれかに該当する場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

① 当社の株主総会において、本プランの導入又は継続の議案が承認されなかった場合、あるいは本プランを廃止する旨の議案が承認された場合。

② 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合。

Ⅳ.本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

1. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2. 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記Ⅰ．に記載したとおり、会社支配に関する基本方針は、当社の株主共同の利益を尊重することを前提としています。本プランはかかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。本プランによって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの継続につきましては、定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることとしておりますので、本プランは当社の株主共同の利益を損なわないものと考えております。

3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの設定や対抗措

置の発動を行うものです。本プランは当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前にかつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は、かかる本プランの規定に従って行われます。

また、大規模買付行為に関して、当社取締役会が評価・検討、取締役会の意見の提供、代替案の提示及び大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告に原則として従うこととしています。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれておりますことから、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以　上

（注1）特定株主グループとは、（ⅰ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は（ⅱ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。

（注2）議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、（ⅰ）特定株主グループが（注1）の（ⅰ）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有株割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）又は（ⅱ）特定株主グループが（注1）の（ⅱ）記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

（別紙1）

新株予約権無償割当てを行う場合の概要

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

① 新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記2．の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社の有する当社株式の数を控除する。以下同じ。）と同数とする。

② 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

③ 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は原則として1株とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合には、所要の調整を行うものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その当社株式1株当たりの価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

③ 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間とする。但し、新株予約権の取得がなされる場合は取得日の前営業日までとする。

④ 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定める場合がある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑤ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

⑥ 当社による新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

⑦ その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以　上

（別紙2）

特別委員会規則〈概要〉

1. 特別委員会の設置及び委員の選任、解任

① 特別委員会は、当社取締役会の決議により設置する。
② 特別委員の人数は3名以上とする。
③ 特別委員は、当社社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は取締役等役員として経験のある社外者の中から選任する。
④ 特別委員の選任及び解任は当社取締役会の決議により行う。

2. 特別委員の任期

特別委員の最初の任期は、選任の日以後、最初に開催される当社定時株主総会終結の時までとする。当該定時株主総会にて、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（本プラン）に係る議案が承認された場合、特別委員の任期は、当該定時株主総会の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとし、その後も同様とする。但し、当社取締役会の決議により特段の定めをした場合は、この限りではない。

3. 特別委員会の権限

① 特別委員会は、本プランの発動の是非について、大規模買付者から提供された大規模買付情報、当社取締役会の意見及び代替案、並びに独立した第三者の助言等を基に検討のうえ決議し、当社取締役会に対して勧告するものとする。
② 特別委員会は、大規模買付者から提供された大規模買付情報で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、大規模買付者に対して情報の補完を請求するよう当社取締役会に求めることができる。
③ 特別委員会は、当社取締役会による意見及び代替案で、検討に必要な情報が不足していると判断したときは、当社取締役会に対して情報の補完を求めることができる。
④ 特別委員会は、上記①～③のほか、大規模買付行為に関して当社取締役会から諮問を受けた事項について、当社取締役会に対して意見を述べ又は勧告することができる。

4. 第三者の助言

特別委員会は、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

5. 特別委員会の決議

特別委員会の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。 但し、疾病その他やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認のうえ、当該委員を除く委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

（ご参考）

特別委員会の委員の略歴

氏 名 （生年月日）	略 歴
ひらた　みのる **平田　稔** （1953年9月26日生）	1977年 9月　本島公認会計士共同監査事務所入所 1982年 3月　公認会計士登録 1991年 7月　監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）社員 2002年 6月　朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）代表社員 2011年 8月　公認会計士平田稔事務所開設、現在に至る 2012年 6月　株式会社カワムラサイクル社外監査役 2012年 6月　関東いすゞ自動車株式会社社外監査役、現在に至る 2013年 4月　公立大学法人前橋工科大学監事 2015年 4月　株式会社カワムラサイクル社外監査役退任 2015年 6月　当社社外取締役 同特別委員会委員、現在に至る 2016年 6月　当社社外取締役（監査等委員）、現在に至る 2017年 6月　埼玉県信用農業協同組合連合会員外監事、現在に至る
かんだ　あさか **神田　安積** （1963年12月25日生）	1993年 4月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 銀座東法律事務所弁護士 1999年 4月　レックスウェル法律特許事務所パートナー弁護士 2002年 5月　西新橋綜合法律事務所パートナー弁護士 2008年 6月　株式会社ウイン・インターナショナル社外監査役 2009年12月　弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックパートナー弁護士、現在に至る 2010年 4月　第二東京弁護士会副会長 2011年 6月　当社補欠社外監査役 2014年 4月　ウイン・パートナーズ株式会社社外監査役 2015年 3月　日本弁護士連合会事務次長 2015年 6月　ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役（監査等委員）、現在に至る 2016年 6月　当社補欠社外取締役（監査等委員） 同特別委員会委員、現在に至る 2018年 6月　当社社外取締役（監査等委員）、現在に至る 2019年 4月　日本弁護士連合会常務理事、現在に至る
きうち　しょうじ **木内　昭二** （1959年9月8日生）	1983年 4月　小平市役所入所 1995年 4月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 2001年 4月　小平市固定資産評価審査委員会委員 2004年 7月　津の守坂法律事務所開設、現在に至る 2006年 4月　東京家庭裁判所家事調停委員、現在に至る 2010年 4月　第二東京弁護士会紛議調停委員会委員長 2012年 4月　小平市情報公開審査委員会委員、現在に至る 2013年 4月　第二東京弁護士会副会長 2015年 4月　第二東京弁護士会倫理委員会委員長 2015年 4月　日本弁護士連合会弁護士職務適正化委員会委員、現在に至る 2016年 4月　小平市行政不服審査会委員、現在に至る 2018年 6月　当社補欠社外取締役（監査等委員）、現在に至る 同特別委員会委員、現在に至る 2019年 4月　日本弁護士連合会常務理事、現在に至る

（注）1. 平田 稔及び神田 安積の両氏は、当社の監査等委員である社外取締役であります。
2. 木内 昭二氏は、当社の補欠の監査等委員である社外取締役であります。

以　上

（別紙3）

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の概要

下記の図は、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（本プラン）の理解に資することを目的とするものであり、詳細については本文をご確認ください。

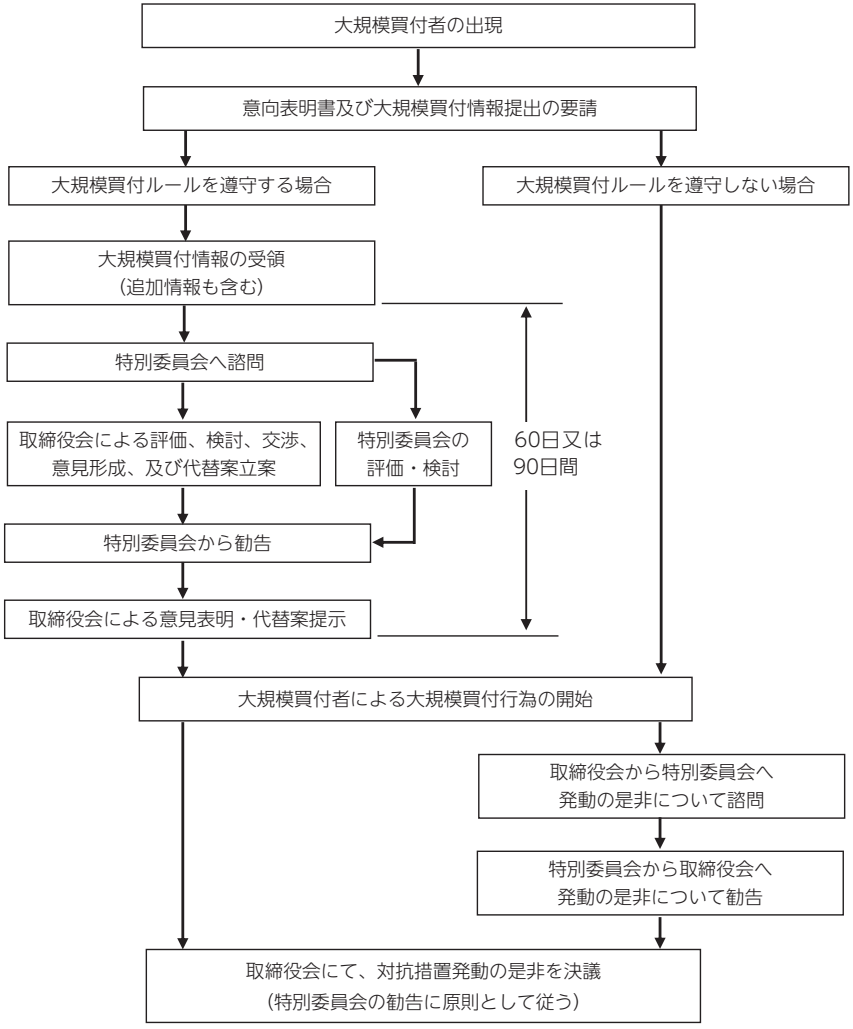

（注）特別委員会による対抗措置の発動勧告は、原則として大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守する場合であっても当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に行われるものとします。

以　上

メ　モ　欄

（添付書類）

事業報告

添付書類

事業報告 2018年4月1日～2019年3月31日

1. 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、良好な雇用・所得環境により継続して個人消費の持ち直しが見られるなど緩やかな景気回復基調となりました。当社インダストリアル機器部門に関連する住宅市場は、持家着工に回復傾向が見られたものの、貸家着工は金融機関の融資厳格化に伴う影響により減少となり、国内新設住宅着工戸数は前年に対して減少しました。

海外経済では、米国経済は個人消費や設備投資の高まりなど景気拡大が続いたものの、欧州経済は景気の一部に弱さが見られ、回復が減速傾向となりました。

また、鋼材や石油製品等の原材料価格の上昇や米中貿易摩擦等による世界経済の不確実性などもあり、当社を取り巻く環境は先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の下で、当期は鉄筋結束機「ツインタイア」の販売が結束力アップや作業性の向上などにより国内外で市場を拡大しており、コンクリート構造物向け工具の販売が増加し、増収となりました。また、利益面では製品の原材料である鋼材や石油製品等で値上がりもありましたが、各利益とも増益となりました。

売上高は701億1千8百万円（前期比2.9％の増収）、営業利益は71億5千万円（同16.5％の増益）となりました。経常利益は72億5千3百万円（同19.4％の増益）、親会社株主に帰属する当期純利益は50億6千4百万円（同8.8％の増益）となりました。

部門別売上高構成比

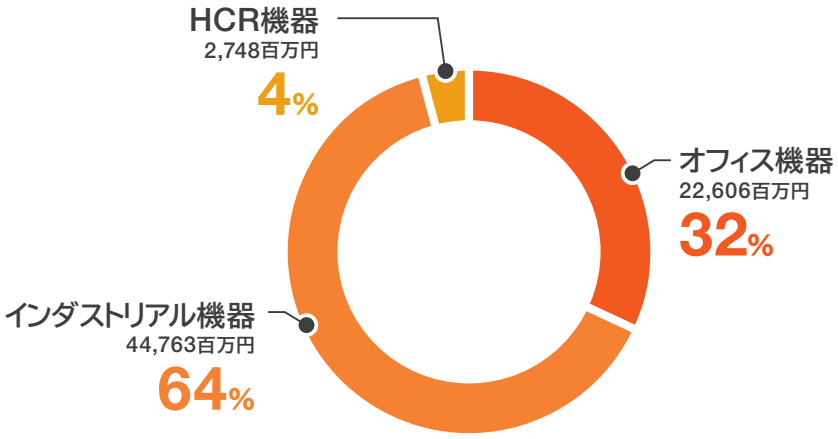

部門名		売上高	前期比増減率
オフィス機器	国内オフィス事業	8,300百万円	0.6%
	海外オフィス事業	5,137	2.1
	オートステープラ事業	9,168	△1.2
	部門計	22,606	0.2
インダストリアル機器	国内機工品事業	20,250	2.3
	海外機工品事業	13,347	17.6
	住環境機器事業	11,164	0.1
	部門計	44,763	5.8
HCR機器	部門計	2,748	△15.6
合　計		70,118	2.9

オフィス機器部門

主要な事業内容

ホッチキス、ホッチキス針、紙針ホッチキス、オートステープラ、プラスチックリング製本機、ナンバリング、パンチ、スタンプ台、朱肉、タイムレコーダ、タイムカード、チェックライタ、カッティングマシン、フリーカットラベルプリンタ、ラベルプリンタ、チューブマーカー、筆耕ソフト、筆耕マシン、平行定規などの製造・販売

国内オフィス事業

文具関連製品の販売が減少したものの、表示作成機「ビーポップ」や食品表示用ラベルプリンタなどの販売が増加し、微増収となりました。

海外オフィス事業

欧州市場で新機種を投入した表示作成機「ビーポップ」の販売が英国子会社ライトハウス社の拡販により増加しました。加えて、文具関連製品の販売も増加し、増収となりました。

オートステープラ事業

一部取引先での在庫調整や為替の影響があり、減収となりました。

売上高

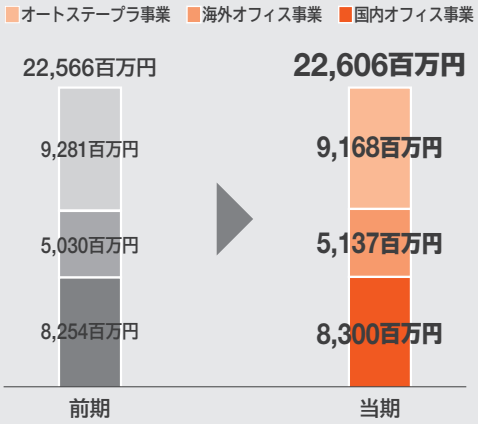

TOPICS

食品表示用ラベルプリンタ LP-70S

2015年に施行された食品表示法は、2020年4月1日より「栄養成分表示の義務化」や「アレルギー表示に関わるルールの改善」などが適用になります。ラベルプリンタLP-70Sは栄養成分表示も入る70mm幅のラベルにも対応しています。また、PC専用ソフト「楽らくラベル」は食品表示や栄養成分表示のレイアウトを簡単に作れると食品加工業者の方から好評です。

インダストリアル機器部門

主要な事業内容

釘打機、ガンタッカ、ねじ打機、ステープル、ネイル、ねじ、エアコンプレッサ、レーザ墨出器、鉄筋結束機、コンクリート用ピン打機、ガスネイラ、ハンマドリル、充電式インパクトドライバ、充電式丸のこ、充電式ピンネイラ、野菜結束機、誘引結束機、袋とじ機、充電式剪定はさみ、浴室暖房換気乾燥機、24時間換気システム、床暖房システム、ディスポーザシステム、住宅用火災警報器などの製造・販売

国内機工品事業

木造建築物向け工具の販売が減少しましたが、コンクリート構造物向け工具の販売が鉄筋結束機「ツインタイア」による用途拡大や新規市場での導入などにより伸長し、増収となりました。

海外機工品事業

欧米市場において鉄筋結束機「ツインタイア」を軸に販売網の拡充を進めており、土木市場や現場建築市場などへの導入が進み、増収となりました。

住環境機器事業

換気システムなどの販売が減少しましたが、主力の浴室暖房換気乾燥機「ドライファン」の販売がリフォーム・リプレイス・点検のストック市場向けで増加し、前期同水準となりました。

売上高

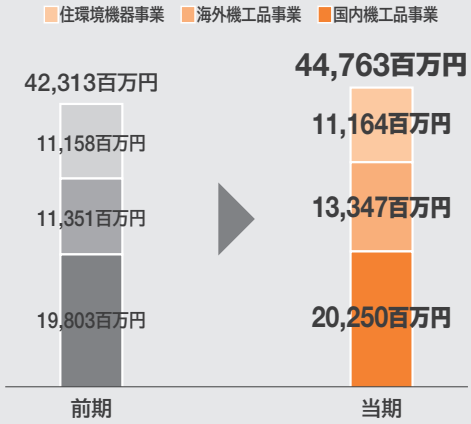

TOPICS

充電式鉄筋結束機 TWINTIER（ツインタイア）

充電式鉄筋結束機などコンクリート構造物向け工具は当期業績を牽引しました。2017年に発売した充電式鉄筋結束機「TWINTIER」は2本のワイヤを同時に送り、鉄筋を結束するという世界初「ツインタイア機構」を搭載し、従来機から結束スピードが1.3倍、結束力が1.5倍向上しました。鉄筋結束作業を効率化する製品として建設・土木現場でご愛用いただいております。

HCR(Home Care&Rehabilitation)機器部門

主要な事業内容

車いす、その他福祉用品の製造・販売

概況

介護保険制度の一部見直しの影響や新製品の発売遅れ、高単価車いすの販売減少などにより、減収となりました。

売上高

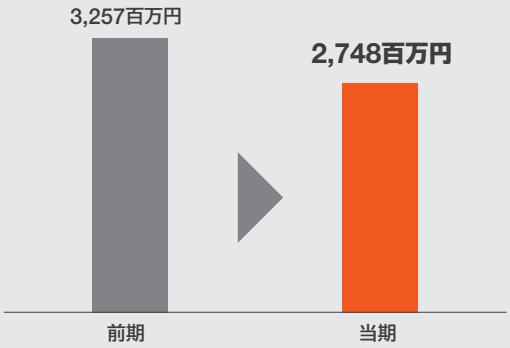

TOPICS

新製品車いす「モダンシリーズ　A-style」

モダンシリーズは使用者に合った機能を選べる車いすです。また、後輪のサイズや座幅、前座高を使いやすいように組み合わせることもできます。標準タイプのA-styleはレバーの伸縮式駐車用ブレーキを搭載し、軽い力での操作が可能です。さらに、工具を使わずにフットプレートの高さ調節もでき、通院や施設内での使用におすすめです。

財産及び損益の状況

区分＼期別	第85期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）	第86期（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）	第87期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）	第88期（当期）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
売上高（百万円）	66,510	66,967	68,138	70,118
経常利益（百万円）	5,792	6,455	6,076	7,253
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	3,512	4,726	4,654	5,064
1株当たり当期純利益（円）	71.27	95.93	94.46	102.91
総資産（百万円）	88,828	93,000	96,133	98,174
純資産（百万円）	64,263	67,210	71,574	73,950

（注）1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数に基づき算出しております。

売上高（百万円）

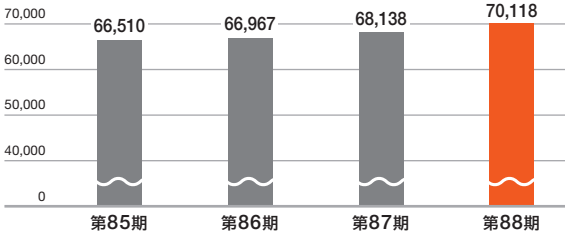

経常利益（百万円）

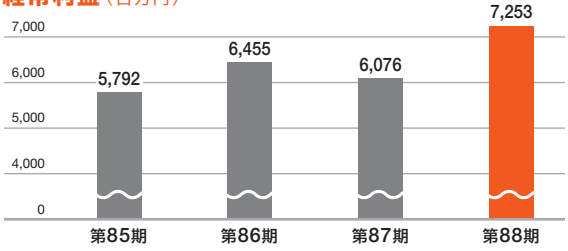

親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）

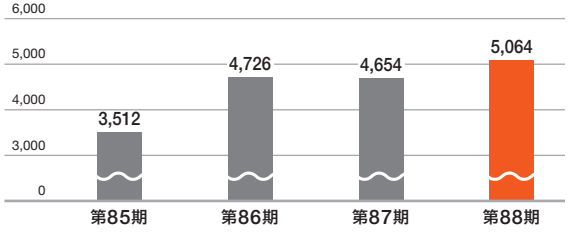

1株当たり当期純利益（円）

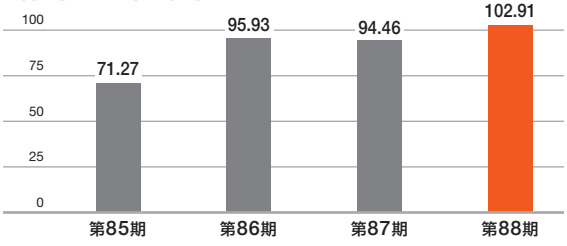

純資産／総資産（百万円）

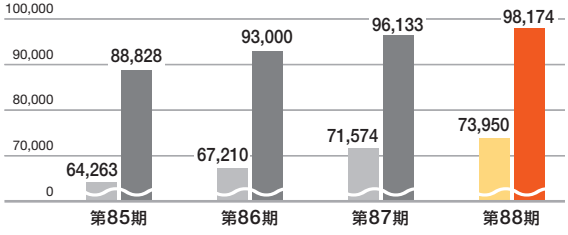

2 対処すべき課題

中期経営計画の考え方

2018年4月発表の2021年3月期中期経営計画は、「マックスは、お客様が支持する存在であり続ける」という経営方針に基づき、3年後に当社がありたい姿を具現化するための実行策であります。その初年度である当期は、国内新設住宅着工戸数の減少等の影響はあったものの、売上高は、ほぼ計画通り、各利益は計画を上回る実績となりました。2021年3月期中期経営計画は、作成時に前提とした環境認識や事業展開に大きな変化がないため、2018 年4月発表の数値を据え置いております。本中期経営計画の具体的な指標は、以下のとおりであります。

中期経営計画指標

	前々期 (2017年3月期) 実績	前期 (2018年3月期) 実績	当期 (2019年3月期) 実績	次期事業計画 (2020年3月期)	中期経営計画 (2021年3月期)
売上高（億円）	669.6	681.3	701.1	723.5	782.0
営業利益（億円）	63.2	61.3	71.5	74.5	83.4
営業利益率（%）	9.4	9.0	10.2	10.3	10.7
親会社株主に帰属する当期純利益(億円)	47.2	46.5	50.6	52.5	60.0
自己資本当期純利益率（ROE）（%）	7.2	6.7	7.0	7.0	7.6

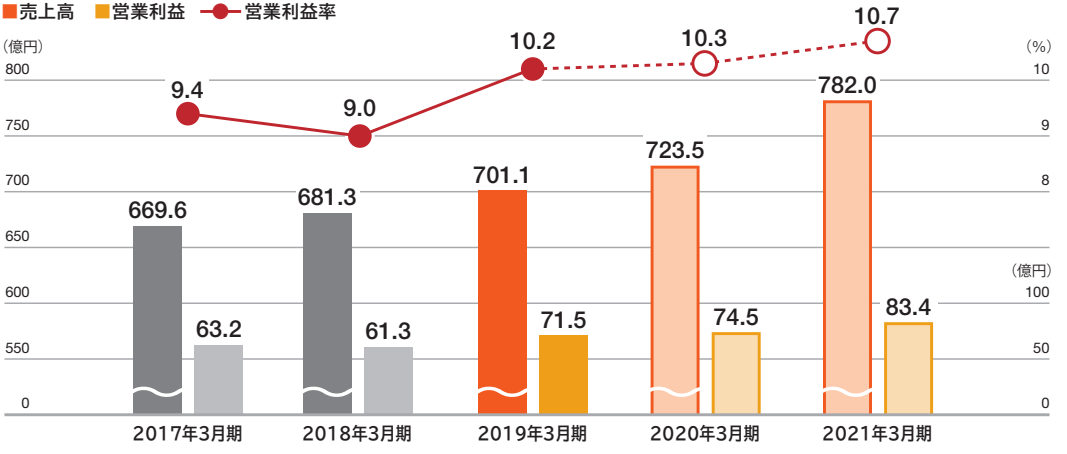

中期経営計画の概要

(a) 海外事業の拡大

本中期経営計画では、海外事業の拡大を全社の成長エンジンと位置付けています。具体的には、鉄筋結束機、農業・園芸向け製品、高圧釘打機、表示作成機「ビーポップ」などで、国内事業との相乗効果を発揮し、リソースを有効に活用して、海外事業を拡大してまいります。

(b) 国内事業のビジネスモデルの変革

国内は、人口の減少、新設住宅着工戸数の減少、ペーパーレス化の進展など市場の縮小が想定されます。国内事業は、市場の変化に対応させ、ビジネスモデルを変革してまいります。

住環境機器事業では、浴室暖房換気乾燥機「ドライファン」を軸に、リフォーム・リプレイス・点検のBtoCストックビジネスを拡大します。

機工品事業では、新設住宅着工戸数の減少トレンドを想定し、既存建築大工市場に加え、型枠大工など、周辺市場を開拓することで純増売上を獲得します。

オフィス機器事業では、文具関連のフロービジネスの市場縮小を見込み、消耗品が付帯する「ビーポップ」、「食品表示用ラベルプリンタ」などを中心としたストックビジネスへシフトします。

(c) セグメント管理の徹底

インダストリアル機器、オフィス機器、HCR機器というセグメントでの管理を徹底してまいります。セグメント内で優先課題を明確にし、全社リソースの有効活用、最適配分をより戦略的に行うことで、セグメント全体、ひいては会社全体の成長性、収益性の向上を加速させてまいります。

(d) 働き方と組織風土の改革

「健康で働きやすい企業」の実現を推進します。社員が能力を発揮するには、心身ともに健康であることが重要と捉え、多様な働き方に対応した人事制度の見直しや職場環境づくりへの投資を行います。

働きやすさの実現の推進により、生産性を向上させ、各人の考える時間を創り出し、新たなことにチャレンジする気概を醸成したいと考えています。そして、失敗を恐れずチャレンジし、失敗から学ぶ組織風土を形成し、個人と組織を成長させ、当社を持続的に成長させてまいります。

3 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は31億2百万円であり、その主なものはタイ新工場の建設、新製品の金型及び設備の更新などであります。

4 主要な借入先

会社名	借入金残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	800
株式会社群馬銀行	650

5 使用人の状況

	使用人数（名）	前期末比増減数（名）
国内	1,251	△19
海外	1,327	△86
合計	2,578	△105

6 主要な営業所及び工場

(1) 当社

本店	東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
営業所	札幌支店（札幌市）、仙台支店（仙台市）、東京支店（中央区）、名古屋支店（名古屋市）、大阪支店（大阪市）、広島支店（広島市）、福岡支店（福岡市）
開発・工場	開発本部（佐波郡）、玉村工場（佐波郡）、藤岡工場（藤岡市） ※以上群馬県

(2) 子会社

国内	マックス販売㈱（さいたま市）、マックス常磐㈱（北茨城市）、マックス高崎㈱（高崎市）、㈱カワムラサイクル（神戸市）、マックス物流倉庫㈱（佐波郡）、マックスエンジニアリングサービス㈱（高崎市）
海外	MAX USA CORP.（ニューヨーク）、MAX EUROPE B.V.（オランダ）、Lighthouse（UK）Limited（イギリス）、MAX ASIA PTE.LTD.（シンガポール）、美克司香港有限公司（香港）、邁庫司（上海）商貿有限公司（上海）、MAX（THAILAND） CO.,LTD.（タイ）、MAX FASTENERS（M）SDN.BHD.（マレーシア）、美克司電子機械（深圳）有限公司（広東省）、美克司電子機械（蘇州）有限公司（江蘇省）、漳州立泰医療康復器材有限公司（福建省）

7 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率（%）	主要な事業内容
MAX（THAILAND）CO.,LTD.	624百万タイバーツ	100.0	事務用、建築用機器の製造・販売
美克司香港有限公司	62百万香港ドル	100.0	事務用、建築用機器の販売
MAX FASTENERS（M）SDN.BHD.	8百万マレーシアリンギット	86.3 (3.7)	事務用、建築用機器の製造・販売
マックス常磐株式会社	315百万円	100.0	釘の製造・販売
株式会社カワムラサイクル	300百万円	100.0	車いす、その他福祉用品の製造・販売

（注）当社の出資比率欄の（　）内は、間接所有割合（外数）であります。

(3) 企業結合の経過

該当事項はありません。

2.会社の株式に関する事項

株式の状況

(1) 発行可能株式総数　145,983,000株

(2) 発行済株式の総数　49,141,426株

※2019年2月28日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて359,200株減少しております。

(3) 株主数　3,962名

(4) 単元株式数　100株

(5) 大株主

株式分布状況

（所有者別株式数比率）（2019年3月31日時点）

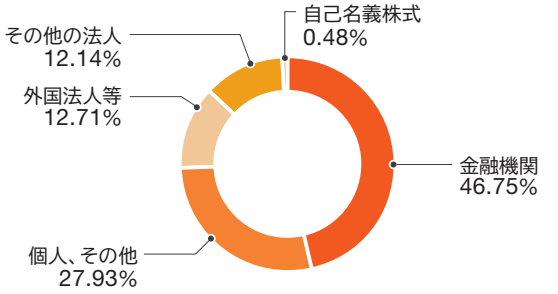

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
第一生命保険株式会社	4,284	8.76
マックス共栄会第一持株会	3,810	7.79
日本生命保険相互会社	3,762	7.69
マックス共栄会第二持株会	3,091	6.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,370	4.85
株式会社みずほ銀行	2,344	4.79
株式会社群馬銀行	2,114	4.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,632	3.34
明治安田生命保険相互会社	1,588	3.25
マックス従業員持株会	1,159	2.37

（注）持株比率については自己株式233,737株を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

1 取締役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	黒　沢　光　照	
専務取締役 上席執行役員	樋　口　浩　一	生産本部長兼システム統括担当
常務取締役 上席執行役員	小　鯛　富　雄	営業本部長
取締役 常勤監査等委員	海　老　尚　登	
社外取締役 監査等委員	平　田　　稔	公認会計士平田稔事務所公認会計士 関東いすゞ自動車株式会社社外監査役 埼玉県信用農業協同組合連合会員外監事
社外取締役 監査等委員	神　田　安　積	弁護士法人早稲田リーガル・クリニックパートナー弁護士 ウイン・パートナーズ株式会社社外取締役（監査等委員）

（注）1. 2018年6月28日開催の第87回定時株主総会において、海老 尚登、神田 安積の両氏は新たに監査等委員である取締役に選任され就任いたしました。
2. 2018年6月28日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役梅沢 宏、畠山 正誠の両氏は任期満了により退任いたしました。
3. 海老 尚登氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を図るためであります。
4. 監査等委員である取締役 平田 稔、神田 安積の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。
5. 監査等委員である取締役 平田 稔氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2 取締役の報酬等の額

区分	支給人員（名）	支給額（千円）
取締役 （監査等委員である取締役を除く。）	3	127,372
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	5 (3)	34,399 (16,917)
合計 （うち社外役員）	8 (3)	161,771 (16,917)

（注）1. 監査等委員である取締役には2018年6月28日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって退任した2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役に対する支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
3. 支給額には第88回定時株主総会において決議予定の役員賞与44,775千円（監査等委員である取締役を除く取締役3名）が含まれております。

3 社外役員に関する事項

(1) 監査等委員である取締役 平田 稔

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である公認会計士平田稔事務所、関東いすゞ自動車株式会社及び埼玉県信用農業協同組合連合会は、当社と特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会18回のすべてに、また監査等委員会19回のすべてに出席し、主に公認会計士として培われた知見や豊富な経験等に基づく見地から適宜必要な発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

④その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

(2) 監査等委員である取締役 神田 安積

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

兼職先である弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック及びウイン・パートナーズ株式会社は、当社と特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

2018年6月28日就任以降、取締役会14回のうち13回に、また監査等委員会14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

④その他の事項

特定関係事業者との関係などの項目について、該当する事項はありません。

4. 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

3 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の海外連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任理由を報告します。

5.会社の体制及び方針

1 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.max-ltd.co.jp/ir/kabunushi_soukai.html）の「第88回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」に掲載しています。

2 株式会社の支配に関する基本方針

「株式会社の支配に関する基本方針」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.max-ltd.co.jp/ir/kabunushi_soukai.html）の「第88回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」に掲載しています。

連結貸借対照表

（2019年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**50,549**	**流動負債**	**12,279**
現金及び預金	22,190	買掛金	3,713
受取手形及び売掛金	14,394	短期借入金	1,850
有価証券	4,915	リース債務	177
商品及び製品	6,095	未払金	2,136
仕掛品	782	未払法人税等	1,082
原材料	1,097	未払消費税等	93
その他	1,075	賞与引当金	1,753
貸倒引当金	△1	役員賞与引当金	44
固定資産	**47,624**	製品保証引当金	112
有形固定資産	**19,188**	その他	1,315
建物及び構築物	6,484	**固定負債**	**11,945**
機械装置及び運搬具	3,413	長期借入金	150
土地	7,253	リース債務	273
リース資産	451	繰延税金負債	26
建設仮勘定	541	再評価に係る繰延税金負債	474
その他	1,044	製品保証引当金	14
無形固定資産	**228**	退職給付に係る負債	10,799
その他	228	資産除去債務	29
投資その他の資産	**28,208**	その他	177
投資有価証券	23,552	**負債合計**	**24,224**
長期貸付金	200	**純資産の部**	
繰延税金資産	3,633	**株主資本**	**74,099**
その他	827	**資本金**	**12,367**
貸倒引当金	△5	**資本剰余金**	**10,517**
資産合計	**98,174**	**利益剰余金**	**51,533**
		自己株式	**△319**
		その他の包括利益累計額	**△258**
		その他有価証券評価差額金	**1,417**
		土地再評価差額金	**△339**
		為替換算調整勘定	**△82**
		退職給付に係る調整累計額	**△1,253**
		非支配株主持分	**109**
		純資産合計	**73,950**
		負債・純資産合計	**98,174**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自 2018年4月1日　至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**70,118**
売上原価		**42,387**
売上総利益		**27,731**
販売費及び一般管理費		**20,580**
営業利益		**7,150**
営業外収益		
受取利息	63	
受取配当金	150	
受取賃貸料	16	
負ののれん償却額	7	
その他	109	347
営業外費用		
支払利息	38	
為替差損	116	
減価償却費	26	
その他	62	244
経常利益		**7,253**
特別利益		
固定資産売却益	62	
投資有価証券売却益	10	
ゴルフ会員権売却益	5	77
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産廃棄損	191	
減損損失	11	206
税金等調整前当期純利益		**7,124**
法人税、住民税及び事業税	2,107	
法人税等調整額	△52	2,055
当期純利益		**5,068**
非支配株主に帰属する当期純利益		**4**
親会社株主に帰属する当期純利益		**5,064**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2019年3月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**42,415**	**流動負債**	**12,354**
現金及び預金	15,963	買掛金	3,686
受取手形	1,545	短期借入金	2,112
売掛金	13,617	リース債務	165
有価証券	4,915	未払金	1,736
商品及び製品	4,270	未払法人税等	963
仕掛品	625	預り金	1,255
原材料	554	預り保証金	735
前払費用	265	賞与引当金	1,329
短期貸付金	207	役員賞与引当金	44
未収入金	321	製品保証引当金	112
その他	130	その他	211
貸倒引当金	△0	**固定負債**	**9,280**
固定資産	**51,017**	長期借入金	150
有形固定資産	**14,075**	リース債務	239
建物	4,287	再評価に係る繰延税金負債	474
構築物	199	退職給付引当金	8,294
機械及び装置	1,833	製品保証引当金	14
車両運搬具	11	その他	108
工具、器具及び備品	488	**負債合計**	**21,634**
土地	6,338	純資産の部	
リース資産	405	**株主資本**	**70,735**
建設仮勘定	510	**資本金**	**12,367**
無形固定資産	**198**	**資本剰余金**	**10,517**
投資その他の資産	**36,743**	資本準備金	10,517
投資有価証券	23,469	**利益剰余金**	**48,169**
関係会社株式	9,007	利益準備金	3,091
長期貸付金	931	その他利益剰余金	45,077
繰延税金資産	2,658	土地圧縮積立金	131
賃貸不動産	242	償却資産圧縮積立金	45
敷金及び保証金	70	別途積立金	33,770
その他	368	繰越利益剰余金	11,130
貸倒引当金	△5	**自己株式**	**△319**
資産合計	**93,433**	**評価・換算差額等**	**1,062**
		その他有価証券評価差額金	**1,402**
		土地再評価差額金	**△339**
		純資産合計	**71,798**
		負債・純資産合計	**93,433**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（自 2018年4月1日　至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**62,498**
売上原価		**40,538**
売上総利益		**21,959**
販売費及び一般管理費		**16,483**
営業利益		**5,476**
営業外収益		
受取利息及び配当金	838	
受取賃貸料	15	
その他	73	927
営業外費用		
支払利息	48	
為替差損	175	
その他	50	274
経常利益		**6,129**
特別利益		
固定資産売却益	61	
投資有価証券売却益	10	
ゴルフ会員権売却益	5	77
特別損失		
固定資産廃棄損	148	
減損損失	10	159
税引前当期純利益		**6,046**
法人税、住民税及び事業税	1,565	
法人税等調整額	△109	1,455
当期純利益		**4,590**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

マックス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　上　尚　志　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　筑　紫　　徹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マックス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

マックス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　上　尚　志　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　筑　紫　　徹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マックス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、監査等委員会を毎月定期的に開催し、取締役会の議題についての事前検討、各監査等委員の活動状況・活動結果の共有、意見交換等を行いました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

④なお、三様監査の連携を図り監査の実効性及び効率性を高めるため、監査等委員、会計監査人、内部監査部門が出席する会合を開催し、監査状況について報告と情報交換を図ることにより監査環境の整備に努めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

マックス株式会社監査等委員会

常勤監査等委員　海　老　尚　登　㊞

監査等委員　平　田　　稔　㊞

監査等委員　神　田　安　積　㊞

監査等委員平田稔及び神田安積は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　モ　欄

MAX REPORT

2018年4月1日 ⋙ 2019年3月31日

鉄筋結束機 開発物語

1989年

鉄筋結束機の開発の歴史は古く、1980年前後には開発の機運がありました。鉄筋結束は、ハッカーという専用工具を使いこなせる熟練工が行うもので、経験と技能が必要であり、現場ではかなりの重労働を強いられていました。

少しでも現場を楽にしたい、その思いから開発に着手しました。

1993年

1993年7月、世界初の充電式の鉄筋結束機RB-260を発売しました。すぐにでも欲しいという経営者の方からの反応がある一方、現場では初めての機械に対する拒否反応があったり、熟練工の作業スピードに負けてしまったりと、受け入れてもらえませんでした。

社内からは鉄筋結束機事業への風当たりが強くなり、「事業撤退か、継続か」の判断を迫られました。

1994年

そんな時、ある海外の代理店から「鉄筋結束機はやめないでほしい」との熱いエールが。鉄筋結束機の開発は再出発することになりました。

実際の結束作業の再現が必要と判断し、当時玉村工場敷地内にあった社員専用のテニスコートを解体し、建設現場さながらに作り替え、実験を繰り返しました。

1998年

現場で使ってもらえなかった1号機。そこで開発陣が目指したものは「作業者に受け入れてもらえるもの」。

そして誕生したのが、第2世代のRB-390です。結束スピードを0.8秒に短縮。また、結束のメカニズムを変更して作業性を大幅にアップ。ターゲットを戸建ての住宅基礎のユーザーに広げたことも功を奏しました。

RB-260 1993年

RB-390 1998年

RB-395 2006年

RB-399 2009年

RB-440T 2017年

2009年

次に目指したのが「壊れない機械」。修理の発生原因を徹底的に分析し、第4世代のRB-399を誕生させました。鉄筋結束機はいったん、完成の域に達しました。

2016年には、国土交通省のNETIS（新技術情報提供システム）に登録されました。マックスの鉄筋結束機は公共工事等の品質の確保、良質な社会資本整備に寄与する製品として認められています。

2017年

これで鉄筋結束機の進化が終わったわけではありません。常に独創的なアイデアで製品を進化させるのがマックス。2本のワイヤを使用するというまったく新しい発想の結束機「RB-440T／ツインタイア」を作り上げ、今や主力商品となりました。

世界的な作業者不足という状況のなか、現場作業の省力化、効率化に貢献し、世界の鉄筋結束市場のパイオニアとして、次なる進化を模索していきます。

PRODUCTS NEWS

紙針ホッチキス　P-KISS10　抗菌モデル

紙針ホッチキス「P-KISS」シリーズに追加ラインアップ
手が触れやすい部分を抗菌加工した「P-KISS10 抗菌モデル」を
発売しました。

商品の特長

紙針ホッチキス「P-KISS」シリーズは、異物混入への懸念から金属針の使用を制限している食品工場・物流業者や子供の安全に配慮する学校・幼稚園などでご好評をいただいております。
抗菌モデルはハンドル、本体カバーなど手に触れやすい部分に抗菌効果のあるプラスチック材を採用しており、「衛生」に気を配るお客様に向けた10枚までとじられる紙針ホッチキスです。

楽らくテープナー　HT-RS

アームの高さを20mmスリム化
狭い場所での出し入れを容易にした
園芸用誘引結束機「楽らくテープナー　HT-RS」を発売しました。

商品の特長

テープナーは茎やつるを支柱や番線に、テープを回してホッチキスどめする機械です。1969年に当社が世界で初めて製品化しました。日本のブドウ農家への普及率は高く、近年ではヨーロッパやアメリカ、韓国などでも使用されています。
スリム化モデルは、汎用モデル「HT-R」よりアーム高さやハンドル高さをスリムにし、狭い場所での作業や手の小さい方の操作性を向上させました。

MAX NETWORK -世界で広がる信頼のブランド-

マックスの関連会社は、国内・海外を合わせて22社。
時代のニーズを捉えたマックスのビジネスを支えます。

①マックス販売株式会社
■所在地：埼玉県さいたま市 他全国5拠点
■事業内容：オフィス機器、建設用工具の販売

②マックス常磐株式会社
■所在地：茨城県北茨城市
■事業内容：各種コイルネイル、ねじの生産

③マックス高崎株式会社
■所在地：群馬県高崎市
■事業内容：浴室暖房換気乾燥機などの生産

④マックス物流倉庫株式会社
■所在地：群馬県佐波郡玉村町
■事業内容：当社商品の保管・輸送などの物流業務

⑤マックスエンジニアリングサービス株式会社
■所在地：群馬県高崎市
■事業内容：当社商品のアフターサービス業務

⑥株式会社カワムラサイクル
■所在地：兵庫県神戸市
■事業内容：車いす、その他福祉用品の生産・販売

⑦美克司電子機械（蘇州）有限公司
■所在地：中国江蘇省
■事業内容：浴室暖房換気乾燥機の生産

⑧美克司電子機械（深圳）有限公司
■所在地：中国広東省
■事業内容：オートステープラ、電子事務機の生産

⑨MAX（THAILAND）CO., LTD.
■所在地：タイ
■事業内容：オフィス機器、建設用工具の生産

⑩MAX FASTENERS（M）SDN. BHD.
■所在地：マレーシア
■事業内容：ホッチキス、ホッチキス針の生産

⑪MAX USA CORP.
■所在地：アメリカ ニューヨーク州
■事業内容：オフィス機器、建設用工具の販売

⑫MAX EUROPE B.V.
■所在地：オランダ
■事業内容：オフィス機器、建設用工具の販売

第9回 マックス

「心のホッチキス・ストーリー」

入賞作品が決定！

応募作品の傾向

第9回を迎えた「心のホッチキス・ストーリー」には、過去最高の16,957件ものご応募をいただきました。「家族」や「友人」との想い出を綴った作品が多く寄せられ、大切な人がくれた言葉や行動がしっかりと心に刻まれ、その人の未来につながることを感じました。

引き続き、この企画がみなさまの心にある大切な“想い”をとどめるきっかけになれば大変嬉しく思います。

マックス・心のホッチキス大賞

〈東京都〉さくりんさん（女性・10歳）

昨ばん、十六時ごろ祖母から電話が鳴りました。

「桜子ちゃん今、東の空にとてもきれいなお月様が見えるから見てごらんなさい。今日の月は後の月といって名月なのよ。」と教えてくれました。本当？ありがとう！私は外へ走って行き、夜空を見上げるとこうこうと静かに大きな月が夜空を照らしていました。まぶしいくらいに明るくて印象的な月でした。大阪に住む祖母も同じ月を見ていて、私の事を思い出してくれたんだなぁと心に灯りがともるような気持ちになりました。出張で岡山にいる父にも伝えたくなり、電話をしました。

「あ、本当だ。こんなにきれいな月だったんだね。初めて気がついたよ。教えてくれてありがとう。」

と父は言いました。私の心も明るくなりました。

そしてこの事を大切な友達にも伝えたいなぁと大好きな友人の顔を三人思いうかべました。明日学校で会ったら伝えようと考えると、私の心もお月様に照らされたように感じました。

だれかの心を温かくする事は、日じょうの中にあふれているので、私も毎日だれかの心を照らせるよう心がけたいと思いました。

詳しくは、当社ウェブサイトをご覧ください。

》》 https://wis.max-ltd.co.jp/event_op/index.html

他の受賞作品もご紹介しています。

マックス・U-18大賞（高校生の部）

〈富山県〉ひなぴーさん（女性・16歳）

今年の九月、おばあちゃんが息をひきとった。

「酒ばっか飲んで体悪くなるよ！」

「何言っとん、この酒のために毎日頑張っとるんじゃ。」といつものように口喧嘩が始まる。私はこのやりとりが好きだった。三年前、おばあちゃんにガンが見つかった。そしておじいちゃんは仕事を辞めた。酒だって止めていた。「これでばあちゃんに怒らんなくなって済むわい。」と言っているおじいちゃんの顔はどこか寂しそうだった。おじいちゃんは三年間どんな天候でもおばあちゃんのいる石川県の病院へ通っていた。おばあちゃんと会えるのが三十分だけだとしても片道一時間ほどかけて会いに行っていた。

そして、おばあちゃんはおじいちゃんに自分がいなくなっても生きていけるように家事が何一つわからないおじいちゃんに優しく何度も教えていた。絵を書いて教えていたこともあった。おじいちゃんはおばあちゃんから教えてもらった料理は、また次の日作って病室に持っていっていた。最初はりんごの皮もむけなかったのに、今ではたくさんの料理を作れるようになっている。りんごの皮だって一回も切らさずにむけるようになっていた。

おばあちゃんが亡くなった。

お母さんも弟も私も涙が止まらなかった。おじいちゃんは冷たくなったおばあちゃんの手をとり、「ありがとう。幸せでした。」と鼻の頭を赤くし、涙を堪えながら言っている姿を見て私は、世界一素敵な夫婦だと思った。

利益配分に関する基本方針と配当について

利益配分に関する基本方針及び当期の配当

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置づけ、事業の成長を図り、事業利益を追求することにより、業績に裏づけされた成果の配分を安定的に行うことを基本方針としております。

当社の配当方針は、連結決算を基準に「配当性向40%を下限とし、純資産配当率3.0%を目指す」と定めています。

当期の配当につきましては、前期から2円増配の「1株当たり年間配当金44円」とする予定です。

次期の配当

次期の配当は、当期と同様の「1株当たり年間配当金44円」とする計画です。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会・期末配当金　毎年3月31日 その他必要のある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告いたします。
株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	0120-782-031
インターネット ホームページURL	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html
単元株式数	100株
公告の方法	当社ホームページに掲載いたします。 https://www.max-ltd.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由により、当社ホームページに掲載できない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
上場証券取引所	東京

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋箱崎町6番6号
当社本店 8階会議室

2019年 6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

交通

■地下鉄（日比谷線、東西線）茅場町駅下車4b出口 徒歩約5分
■地下鉄（半蔵門線）水天宮前駅下車2出口 徒歩約5分

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申しあげます。
外壁工事後につき、従前と外観が異なりますのでご注意ください。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

この印刷物は、植物油のインキを使って印刷しております。